

平成27年度 第1回松江市歴史まちづくり推進協議会 議事録〔概要版〕

○開催日時：平成27年7月31日（金）13：30～15：10

○場 所：松江市役所 西棟3F 第一常任委員会室

○出席者：（委員）

浅田純作委員（会長）、安部登委員、石田弘至委員、井ノ上知子委員、大北哲也委員、中島紋子委員、原美江委員、福村敬香委員、藤居由香委員、広江みづほ教育委員会副教育長、安田憲司歴史まちづくり部長

（五十音順、敬称略）

欠 席 高橋一清委員、丹羽野裕委員、錦織裕司観光事業部長

（市）

吉山副市長、永島まちづくり文化財課長、古藤公園緑地課長、吉川観光施設課長、金森土木課長、二村観光文化課長、花形松江歴史館事務局長、飯塚まちづくり文化財課専門幹、稲田史料編纂室長、赤澤埋蔵文化財調査室調査係長、金山まちづくり文化財課歴史まちづくり係長、河瀬まちづくり文化財課主幹、中本、内藤（まちづくり文化財課）

○傍聴者：3名

○会議次第

1. 開 会

2. 吉山副市長挨拶

3. 委員の交代について（資料1）

4. 会長および会長代理の選出について

5. 報告事項

①松江市歴史的風致維持向上計画の変更認定について（資料2, 3, 4）

②平成26年度進行管理・評価シートの公表について（資料5）

③歴史的建造物保全継承事業の進捗状況について（資料6）

6. 議題

①平成27年度の事業計画について（資料7）

7. その他

8. 閉 会

[開会 13:30]

事務局（永島まちづくり文化財課長）

[挨拶・資料確認]

吉山副市長

[挨拶]

事務局（永島まちづくり文化財課長）

[委員の紹介・出席状況の報告・会長選任]

互選により浅田委員が会長に就任

浅田会長

[挨拶]

松江城が国宝化になり地方創生と重なって、今、松江では追い風が吹いています。私もいくつかの地方創生の事業に携わらせていただいておりますが、工学系の学校では、地域産業の活性化や、若者が地域の魅力へ関心を持ち密着・定住することがキーとなっています。

松江市は魅力のある地域として、歴史や文化が大きな魅力の一つになっていますが、一方で路上駐車などがあり、大事な景観が損なわれている場合もあります。歴史文化を持つ建造物を守っていくと同時に、市民全員が協力してそういった意識を持ち、さらに人づくりをしていくことがまちづくりの基本にあると思います。

歴史文化を守っていくということが松江市民の義務であり、誇りであると思いますので、この協議会が果たす役割は大きなものだと感じています。引き続き2年間よろしくお願いします。

[会長代理の指名]

浅田会長から、会長代理に藤居委員を指名

浅田会長

それでは議事を進めます。報告事項の①、②を一括して事務局からお願いします。

事務局（金山まちづくり文化財課歴史まちづくり係長）

報告事項の①、②について説明します。

まず、報告事項①「松江市歴史的風致維持向上計画の変更認定について」説明します。資料2「歴史的風致維持向上計画認定状況」をご覧ください。

松江市は、平成23年2月に国から歴史的風致維持向上計画の認定を受けていま

す。平成26年度中に新たに5市町が加わり、現在全国で49自治体が認定を得ています。

続いて、資料3「松江市歴史的風致維持向上計画変更の概要」です。前回、当協議会を2月16日に開催した中で変更計画案を提案しています。計画案の概要としては、平成26年4月1日の組織機構の見直しにより、文化財保護と歴史まちづくりを一体的に推進するため、都市整備部の歴史まちづくり部門と教育委員会の文化財保護部門を統合し、歴史まちづくり部を新設しました。また、指定文化財で、新規指定として初代松江警察署庁舎、松江城天守鎮宅祈禱札、松江城天守鎮物を反映しています。このうち、松江城天守鎮宅祈禱札と松江城天守鎮物は、本年7月8日に松江城天守国宝指定の官報告示がなされ、国宝の附指定になりましたが、これは平成27年度末の計画変更において、反映します。

続いて新規事業で、歴史的建造物保全継承事業を新たに追加で記載しています。その他、これまでの継続事業について、実施年度等の時点修正を行っています。

変更計画について、パブリックコメントの募集を行った結果、「新規事業を追加するだけでなく、人づくりなどまちなかの雰囲気づくりも大事である」という意見を1件いただきました。この意見に対して、松江市では、「京橋川沿線で住民がまちづくり協定を結び、統一感のあるまちなみの取り組みを行っており、今後このような取り組みを他のエリアにも広げていく」と、回答しました。

続いて、報告事項②「平成26年度進行管理・評価シートの公表について」説明します。平成27年2月の推進協議会で提案したシート案の最終版となります。前回の推進協議会から若干、修正がありますので、今回は修正点に絞って説明します。

松江市一8「大手前通り周辺地区（第2期）整備事業（舟つきの松公園整備事業）」は、整備イメージ図を今回追加しました。

松江市一13「大手前通り周辺地区（第2期）整備事業（まち歩きルート歩道整備事業）」は、竣工写真を追加しました。

松江市一14「歴史・文化のまちあるき案内板設置事業」は、乃木地区と東出雲地区の案内板設置写真を追加しました。

松江市一22「松江歴史館における企画展、各種催しもの等による普及事業」は、2段目の定性的・定量的評価が11月時点の数値だったものを27年3月末時点の数値に変更し、下段の観覧者数も追記しています。

松江市一25「法定協議会等におけるコメント」について、第2回歴史まちづくり推進協議会の議事等の内容を追加しました。

浅田会長

計画認定状況を見ると、主だった自治体が認定を受けたという中で、奈良市が今まで認定を受けていなかったのが意外だという印象を受けました。

只今の説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。

藤居委員

資料5、松江市一12「伝統美観保存区域等修景事業補助金」の下の写真ですが、修景前と修景後の写真を比べて、修景前は左棧瓦だったのが、修景後に右棧瓦になっています。今、左棧瓦は焼いてないと思うので、左棧瓦での修復は難しいですが、修復時に左棧瓦での修復を検討した上で、無理であれば右棧瓦を選択するといった手順を踏むと良いと思います。左棧瓦は他県にはあまりないと聞くので、島根の文化を残す上で、左棧瓦での施工が出来れば良いと思います。

次に、資料4の171ページ「弁天波止場常夜燈整備事業」の写真ですが、先日、他県の文化財に詳しい先生を美保関にご案内した時に、2つの常夜燈が対になっている風景が印象的と言われました。2つの常夜燈が写る写真を添付すると、より常夜燈を整備した価値が増すので、次回の変更計画で検討いただければと思います。

それから資料には無いですが、先日宍道町の見学に行った時、菟古館に行ったら閉館になっていました。しかもその後、木幡家の近くを歩いていたら、菟古館の案内板がありました。見学できないことは仕方ないので、情報の削除や今は公開していませんという表示をお願いします。

他の見学場所でも見学出来ない施設や定休日や料金が変わっていないかなど、情報のチェックも必要だと思います。

浅田会長

只今の3つのご意見に対して、事務局から回答をお願いします。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

伝統美観保存区域の修景補助の写真は普門院です。たしかに左棧瓦はこの地方の古い特徴的な瓦ですが、現在この地域では製造していません。仮に手に入れるには他県の窯元で焼いてもらった後、運送することになります。その場合、運送費等が掛かるので、コストは割高になります。

今、興雲閣の改修を左棧瓦で行っていますが、やはり地元では作れないということでしたので、愛知で製造したものを運送している状況です。

今後、改修にあたって、特徴的な瓦の場合は、出来るだけそういった瓦を使っていただけるよう協議したいと思います。

美保関の常夜燈の写真ですが、現地にはもう一つ常夜燈がありますので、もう一回現地を確認して、写真の撮り方を検討したいと思います。

事務局（河瀬まちづくり文化財課主幹）

菟古館は、現在、行政文書や宍道湖の漁具関係の保管場所となっていますが、事前に申し込みがあれば見学は可能です。

それから、宍道町内に案内看板が残っているということですが、平成24年度菟古館の閉館にあたって宍道町内にある様々な案内看板の撤去や、スプレーで表示を消して対応しましたが、再度調べます。

浅田会長

案内看板の件ですが、菟古館に限らず、他の施設でも同様のことがあれば確認して、正しい情報や観光客が行きやすい表示に直していただきたいと思います。

石田委員

資料5、松江市一8の舟つきの松公園整備で、具体的な整備の内容について説明をお願いします。

事務局（古藤公園緑地課長）

整備の概要を説明します。中央西側の建物は撤去して、茶色で着色した部分にグラウンドゴルフができる広場を整備します。また、その周辺の緑に着色した箇所は湿地部分です。軟弱地盤ですので周辺宅地への盛土の影響や大雨の遊水機能も考慮し、極力盛土をしない湿地を生かしたアジサイなどを植栽する湿地公園を考えています。

先程説明した建物は、解体しますが、一部の資材を再利用して公園の休憩所となる東屋と、現在母衣小学校にある舟つきの松の切株の展示室を作る予定です。イメージ図の中央の池は、舟つき場で「舟つきの池」と呼び、この部分と隣接する河川の護岸を含めて整備を予定しています。

また、舟つきの松が平成20年に枯れる前に、実際の松から採取した枝を接ぎ木した二世松を9本育成しており、現在、高さが2m程度まで成長しています。この二世松を舟つきの松があった元の場所へ根腐れを防ぐため、嵩上げして植栽する予定です。

また、舟つきの松の由来や家老中屋敷があったことなどを来園者にわかりやすく伝え、歴史的理解を深めていただくため、説明板の設置を行い、市民の憩いの場所として整備を図りたいと考えています。

浅田会長

他にご意見・ご質問ありますか。時間があったら最後全体を通して時間を取りたいと思います。

それでは先に進めます。報告事項③「歴史的建造物保全継承事業の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

報告事項③を説明します。資料6をご覧ください。

事業の目的は、古いまちなみを形成している町家などの歴史的建造物が空き家になったり、老朽化により取り壊され、古いまちなみが失われる状況が見受けられることから、町家や近代建築物を将来に向けて保全継承し、松江独自のまちづくりを進め、国際文化観光都市松江の魅力を高めることを目的としています。

歴史的建造物を保全継承するための手法として、悉皆調査、登録認定制度の創設、所有者に対する支援措置を考えています。

悉皆調査は、歴史的建造物と想定される物件を抽出するため、1次、2次調査を行います。1次調査は概ね昭和25年以前頃に建築された建造物について目視による外観調査、2次調査はそこから特に重要な建造物と見込まれるものを抽出し、所有者の同意を得て内部調査、実測図等の作成をします。

平成26年度から旧城下町エリアとして、城東、城北、城西、白潟、雑賀地区で調査を行い、1次調査で783件抽出し、その中から2次調査を10件行いました。今年度は、旧城下町エリアの残りの2次調査と美保関エリアとして、美保神社から青石畳通り周辺の1次調査及び2次調査を実施します。

歴史的建造物の登録認定基準は必須事項が2点あり、概ね昭和25年以前頃までに建築されたもの、将来にわたって適切な保全継承が見込まれるものを満たす必要があります。加えて、個別事項として、松江市の歴史的景観の保全に貢献するもの、その造形が建築物等の造形の規範となっているもの、その建築物等を再現する場合においてその再現が容易でないもの、の3点のうちどれかを満たす必要があります。

この登録認定基準を満たし、所有者から同意が得られたものについて所有者と保全契約を締結し、歴史的建造物として保全・活用を行います。保全契約は10年程度を考えており、これを越えた場合には所有者の同意を得て更新できるものとします。

建造物の所有者に対する支援措置ですが、建造物の維持・修景に対する指導、助言、固定資産税の減免措置或いは相当額の補助金支出、修繕・修景工事に対する補助といった経済的支援を考えています。

歴史的建造物の活用と将来的な展望ですが、歴史的建造物を観光資源として広くPRし、まち歩きコースへの組み込み等松江らしいツアーの企画や空き家になっている建造物は空き家バンクとの連携による流通の促進、空き家店舗のチャレンジショップへの利用などを実施し、まちの活性化に繋げていきたいと考えています。

続いて、歴史的建造物保全継承事業に関するフロー図です。松江市として、登録認定、所有者に対する助言や財政的支援、現状変更に伴う管理、建造物の活用を推進します。また、審議会については、現在立ち上げている検討委員会を将来的には審議会に移行し、登録候補の審査・選定を行っていきます。所有者は松江市と保全契約を締結し、適正な維持管理を行い、外観変更等の必要が生じた場合は松江市に

対して、届出を行っていただきます。

NPO法人や歴史的建造物の調査・修理・活用等に深い知識を有しているヘリテージマネージャーと連携を図り、所有者の建物の補修方法、活用方法等について所有者の相談を受けながら、建造物の活用に取り組んでいきたいと考えています。

悉皆調査を7月から実施し11月末に終了する予定です。

また、国、県、市の指定文化財は、許可制で規制が厳しいですが、補助制度など財政的支援が充実しているので、今回の制度では対象外としています。

登録有形文化財は、外観修理について財政的支援はありませんので、今回の制度では対象と考えています。

浅田会長

只今の説明に対して、ご意見・ご質問ありますか。

石田委員

仮に保存工事を行う場合、登録有形文化財は1/3以上の改変は認められないと思いますが、今回の登録認定制度の中では、改変の割合などは考えていますか。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

今の外観をそのままの形で保存していただくと考えており、保全契約を締結する場合にも、屋根の材質など保存する部分を契約書に記載することになっています。

石田委員

建物を保存するため、構造的に改変の必要な部分が出てくるかと思いますが。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

建築基準法を遵守した上で、構造材等の工事に対する支援措置も検討したいと考えています。

藤居委員

資料6右側の「まちあるき観光への活用」についてです。

学生達がどうしたら歴史的建造物に興味を持つのかということが私のテーマですが、先日学生と美保関に行って、視点を変えて食べ歩きしながらまち歩きをすれば、その地域の食べ物が学生達の関心を引き、まち歩きを通じて建物にも興味を持つということに気付きました。専門的にまちあるきや建造物だけを見せさせていただきますが、食べ歩きといった視点を加えると良いかと思います。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

観光のまちあるき等でも、お茶やそば等の食べ歩きコースもあるので、観光部局と協議しながら、コース作りにあたって色々な視点も取り入れながら考えたいと思います。

大北委員

若い学生達の着眼点というのは、大変貴重な部分があると思います。以前、公民館単位でまち歩きマップを作りましたが、同じような手法で学生の意見を聞く場を作り、そういった場の意見を生かすことで、景観保全への市民協力、意識の高揚に役立つと感じました。

安部委員

資料6、目的の下側「歴史的建造物を保全継承するための手法」で、悉皆調査が平成26年から始まって、1次調査が783件ということですが、どういう内容で、対象がどういったものか、また、2次調査が10件で、今年度旧城下町エリアで引き続き2次調査があるようですが、もう少し具体的な内容をお聞かせください。

松江城天守が国宝になりましたが、松江城と城下町は本来セットです。お城は国宝化になりましたが、松江市の城下町には江戸時代の遺産というものが皆無に等しい。

この悉皆調査を行い、この後どのようにして歴史まちづくりを進めていくのか、そこまで見通していかないといけないと思います。

例えば、彦根城は国宝ですが、その彦根城に続く通りは1キロに渡って、完全に江戸時代を復元しており、彦根城が国宝にふさわしい城下町を再現しています。

松江で悉皆調査を行い保存し、将来的な見通しを踏まえて、これから委員会の活動を考えていかなければならないと思います。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

1次調査で783件調査していますが、外観を目視調査により抽出しています。その中から、2次調査の絞り込みを行い、所有者の同意を得て、実測図等の作成や所有者から年代の聞き取り調査などを行いました。

最終的に昨年度2次調査を行ったのが10件で、今年度は残り4件程度ありますが、同意が得られず2次調査が出来なかった建造物もありました。

それから、お城と城下町はセットであるというご指摘ですが、彦根市のような城下町の復元は非常に難しいと考えています。ただし、お城の周辺、特に北側は景観計画の重点区域や伝統美観地区で、景観基準を厳しく設けています。

また、大手前から松江歴史館の通りについては、景観計画の重点区域の指定に向けて地元住民と話をしています。このことにより、松江城周辺の景観をまず守り、

それと合わせて景観計画の重点区域を拡げていくことを考えています。

歴史的な建造物が連続している場所が松江では非常に少なく、このままだと建造物が失われていく現状があるので、とにかく歴史的建造物については調査を進めながら、所有者の理解を得て保存していくことをやっていきたいと考えています。

それによって、城下町部分の歴史的な魅力も高めて、松江城と一緒にまちの価値を高める取組みを行っていききたいと考えています。

浅田会長

この歴史まちづくり法が出来た目的は、松江市よりも危機的な状況であった鎌倉市を何とかしなければということで制定され、色々な対策が施された訳です。難しい問題ですが、皆様のご意見をいただきながら是非実現させていただきたいと思っています。

大北委員

直接、歴史的建造物とは関係無いですが、城北小学校が「昔の暮らしと道具」というテーマで、昔使われていた道具等を持って来て、子供たちに説明するという授業を行っています。例えば、今、使われていない道具に蚊帳がありますが、これを教室の一部に吊って、子供たちが入って体験するという授業をやりました。

申し上げたいのは、そういう道具がかなり城北地区に残っている背景です。城北地区は建物にゆとりがあるため、物置、蔵、納屋があるので捨てずに残っていますが、嵩張るものを残すには、建物にゆとりがないと残らないため、2、3年経過した時に同じ道具があるかということがあります。

出来れば、松江市で学校の空き教室など使って、寄託を受け保全していかないと、残ってない状況も考えられるので、建物だけでなく道具なども保存する必要があると感じています。

広江委員

以前、八束支所にいましたが、そこでも子供たちに地域の暮らしについて道具を使って学習していました。ただ単に仕舞っておくと傷むし、地域の方には非常に歴史のあるものであるが、市全域で見るとそこまでではないという若干、懐古的なものも含まれると思います。受け継いでいくことは大切な事だと思いますので、どこかで見えていただく機会が必要ですし、こういったものを見ていただく機会にまちあるきができるのではないかと思います。

原委員

美保関には小学校の統廃合を行い空いた校舎があつて、そこに漁業の道具や子供が乗っても量れるような大きな秤を天井から吊って自分達の体重を量ったり、石臼

で米を挽いて団子を作って食べたり、そういったことを地域の方々がボランティアで子供たちに教えています。

よく旧松江市内の小学生も来て体験しますが、こういうことが広く知られてなく、ボランティアを行っている方が一生懸命PRしておられます。

また、旧市内の小学生が美保関に来る時に小学校では予算が無いということや、美保関にコミュニティバスがありますが、美保関地内から出られないなど、来ることが難しいので、そういうところを考慮していただければ、市内の小学生も美保関の歴史的な物を使って勉強が出来ると思います。

安部委員

生活用具の件ですが、私も松江郷土館にいた時に展示会を行いました。今は松江歴史館が出来ました。旧八束郡にもそれぞれ資料館を持っていて、その地域の特色ある物を納めています。例えば、宍道町は宍道湖漁協に関する資料、美保関町・島根町は日本海における漁業の道具、八雲町では民具をそれぞれ納めています。このように旧町村毎の資料館にはそれぞれの資料が豊富に揃っているわけです。

松江歴史館を核にして、旧八束郡の資料館との連携をどうするかが課題になりますが、これを整理すれば資料の保存と活用が出来るのではないのでしょうか。

浅田会長

バスの件について、公共交通利用促進推進市民会議の立場からコメントさせていただきます。

小学生には是非バスに乗ってもらいたいと考えており、乗り方教室など色々なアイデアを出して取り組みをしています。コミュニティバスと通常の路線バスでは、目的や用途、使い方は多少違いますが、まずはバスに親しんでもらい、乗ってみることが大事ですので、先程のご意見は今後検討していきたいと思います。民具の保存について、事務局から回答をお願いします。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

八雲の資料館で民具をたくさん収蔵していますし、収まりきらない物は他の施設に保管している状況です。ただ、現在松江市では公共施設の適正化として30年後に向けて4割施設を減らしていく方針があり、残すべき施設、複合化や機能移転など施設の絞り込みが始まったところです。

民具の保管場所についても、寄託いただいた物もたくさんあって、保存が難しい部分もあるので、今後、保存・展示や活用について松江市全体で検討していきたいと思います。

浅田会長

学校の空き教室なども含めて、公共施設の適正化で残す施設と減らす施設の判断は難しいですが、場合によっては地域に点在する施設を1箇所に集約した上で、例えば施設が遠くなることに対して施設を見学できるように交通手段で対応するなど、ハードを減らす分ソフトで対応していくことを考えていただきたいと思います。

それでは、ここで一度報告事項については、締めさせていただきます。時間があれば、後程、全体を通して質問を受けます。

それでは、続いて議題に入ります。「平成27年度の事業計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局（金山まちづくり文化財課歴史まちづくり係長）

資料7「平成27年度の事業計画について」説明します。

青枠で囲った部分が松江市全域を対象とした事業で、下段の赤枠が囲った部分が歴史的風致維持向上計画の重点区域を対象とした事業です。

松江市全域を対象とした事業として、「歴史・文化の案内板設置事業」があります。平成21年度からの継続で、今年度、未実施地区16地区に要望を照会したところ8地区から応募があり、この中から、看板設置状況やまちあるきの取り組み状況などを勘案して、今年度は川津、大野地区を選定しています。既に作成しているまちあるきマップと合わせて、まちあるきに活用いただくということで事業を実施しています。

続いて、「松江市史編纂事業」です。昨年度までに史料編7巻、通史編1巻が発刊され、今年度は史料編「近世4」と通史編「中世」、別編「民俗」1巻が発刊予定です。

「松江市ふるさと文庫等製作事業」は、松江市の歴史をわかりやすく説明したブックレットの出版事業で、今年度は17巻目を刊行する予定です。

続いて、重点区域を対象とした事業です。「興雲閣保存修理・活用事業」は、平成25年度から解体工事を実施しており、今年の9月下旬に竣工し、10月3日から一般公開する予定です。

「史跡松江城石垣修理事業」は、現在石垣の総合調査を実施し、主に石垣原形の姿を図面化する作業が中心となっています。

続いて、「史跡出雲国分寺跡整備事業」です。これは出雲国分寺で個々の調査データを網羅的に集成して報告書を作成し、今後の整備方針を検討する予定です。

「舟つきの松公園整備事業」は、今年度、実施設計を行います。

「重文佐太神社正中殿ほか2棟建造物保存修理事業」は、平成25年度から3カ年で南殿、正中殿、北殿の修理を実施し、今年度は北殿の修理を行い、今年度末には事業が終了する予定です。

続いて、「佐太神社参道周辺整備事業」です。平成25年度から3カ年で実施しており、初年度は設計、平成26年度は参道の整備を行っています。今年度は、参道の横にある市有の駐車場の整備を行います。

「伝統美観保存区域等修景事業補助」です。これは景観政策の事業で、塩見縄手、北堀町などの景観形成区域の中で修景事業として、個人等に対して補助金を支出し、今年度は6件予定しています。

「松江・歴史文化まちづくり推進事業、道すじ修景整備事業」は、道すじ修景基本計画を策定後、地域単位で歴史まちづくり協定を締結し、協定の内容に沿った修景事業に対して松江市から支援を行うもので、今年度は2件の修景補助を予定しています。

最後ですが、「松江市歴史的建造物保全継承事業」です。昨年に引き続き旧城下町エリアの2次調査と新たに美保関エリアの建物調査、実態調査を行う予定です。

浅田会長

只今の説明に対して、ご意見・ご質問がありますでしょうか。

先ほど、舟つきの松公園整備で、湿地箇所は遊水地を兼ねるといった説明がありましたが、洪水時にどの程度の水位を考えていますか。人が自由に出入りできる場所を遊水地にすることは他の施設にも多いと思いますが、防災上の配慮があれば聞かせて下さい。

事務局（古藤公園緑地課長）

遊水地と申し上げたのは、湿地の奥に住宅地がありますが、公園の土地を嵩上げすることによって、今まであった遊水機能が少しでも機能しなくなることは、住宅地にとって不利になるので、そういったことがないよう遊水機能を果たすということです。

また、高さについては、アジサイなどの湿地植物を植える箇所はほとんど現状の湿地状態ですが、園路部分や東屋を建てる場所、グラウンドゴルフができる広場は、安全を考慮して周辺住宅の高さをクリアしつつ、大雨時に災害になるといったことが無いよう、考慮しながら実施設計を進めていく考えです。

福村委員

歴史・文化のまちあるき案内板設置事業について、写真を見ると東出雲町と八雲町の案内板が全く違った雰囲気が出来上がっていて、個性的な反面、統一感が無い気がして、内容はどのように決められているのかお伺いします。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

以前、各公民館でまちあるきマップを作っていたと思いますが、地元の方で実行委員会を組織していただき、アイデアやマップの内容、コース作り等は地元が主体となって検討し、マップを作りました。そのため、マップ自体の大きさ、内容、写真、イラストなどは、それぞれ地域の特色を生かしたものとなっています。

案内板についても、同じように地元の方で実行委員会を立ち上げて作っていますので、形なども様々です。案内板の内容についても市が決めているのではなく、地元主体で決定しています。

井ノ上委員

舟つきの松公園整備事業についてです。図の左側がグラウンドゴルフの広場ということですが、これは地元の方々から要望があったということですか。また、これは地域のイベントなどにも使用可能ですか。

事務局（古藤公園緑地課長）

この公園が完成すると都市公園に指定し、有効利用を図りたいと考えています。当然、グラウンドゴルフの広場も、行為申請等あればグラウンドゴルフに限らず、地区のイベントなどにも使用していただけます。

また、平成21年から城東地区で「舟つきの松跡地整備を考える会」を設置しており、今まで10回程度の整備会議を行っています。その中で、こういった広場の整備要望があり、計画に反映させているところです。

井ノ上委員

多目的に使える広場として整備するということですので、実施設計を行う際に、例えば水道設備など、使いやすい設備を検討して、使い勝手の良い公園にしていきたいと思います。

事務局（古藤公園緑地課長）

了解しました。

浅田会長

他に意見・ご質問はありますか。

ここで承認をいただいてよろしいでしょうか。

（ 承 認 ）

承認いただきました。

全体を通して、ご意見・ご質問がありますか。何か気付いた点や質問があれば、後日でも事務局の方へ連絡して下さい。それでは、本日の議題はこれで終了します。

事務局（永島まちづくり文化財課長）

- ・ 本日の協議会の議事録を作成し、確認を浅田会長一任で宜しいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

以上で、平成27年度第1回松江市歴史まちづくり推進協議会を閉会します。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 15時10分 終了・・・・・・・・・・・・・・・・

上記議事録内容に間違いはありません。

署名者氏名 _____ 印